

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神・神経疾患研究開発費取扱細則

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神・神経疾患研究開発費（以下「研究開発費」という。）に関する事務処理については、精神・神経疾患研究開発費取扱規程（以下「取扱規程」という。）及び会計法規によるほか、この取扱細則及び事務取扱要領による。

（目的）

第1条 研究開発費にかかる研究事業及び契約事務の円滑な実施を図るため、この取扱細則を定める。

（精神・神経疾患研究開発費予定課題等調書）

第2条 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長（以下「理事長」という。）は、取扱規程第5条第1項に規定する研究に関する原案作成に当たり、主任研究者として研究事業を実施させようとする者から精神・神経疾患研究開発費事業申請書（以下「事業申請書」という。）を提出させ、それを参考に精神・神経疾患研究開発費予定課題等調書（以下「予定課題等調書」という。）を作成する。

（通知）

第3条 理事長は、取扱規程第5条第1項の決定をしたときには、主任研究者に対し、研究班の編成及び研究費の額等必要な事項を通知する。

（精神・神経疾患研究開発費事業計画書）

第4条 前条に基づく通知を受けた研究課題の主任研究者は、精神・神経疾患研究開発費事業計画書（以下「事業計画書」という。）を理事長に提出し、その承認を得るものとする。

2 理事長は、前項の事業計画書を承認したときは、主任研究者に対し速やかにその旨を通知する。

（事業計画書の変更）

第5条 主任研究者は、やむを得ない事情により、事業計画書の内容を変更しようとするときは、その都度理事長と協議し、その承認を得るものとする。

（精神・神経疾患研究開発費事業実績報告）

第6条 分担研究者は、分担する研究課題を終了若しくは中止し、又は取扱規程第6条に定める委託契約における研究実施期間を満了したときは、速やかに精神・神経疾患研究開発費事業実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）及び精神・神経疾患研究開発費収支決算報告書（以下「収支決算報告書」という。）を主任研究者に提出する。

2 主任研究者は、前項の事業実績報告書及び収支決算報告書をとりまとめのうえ、速やかに理事長に提出する。

（精算）

第7条 理事長は、第6条の事業実績報告書及び収支決算報告書に基づき精算する。

(国立高度専門医療研究センター等)

第8条 国立精神・神経医療研究センターを除く国立高度専門医療研究センター、国立大学法人、大学共同利用機関法人自然科学研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所等（以下、国立大学法人等という。）に所属する分担研究者については、取扱規程第6条に定める委託契約の締結及び本取扱細則第6条第1項に定める事業実績報告書及び収支決算報告書の提出をその所属施設長が行うものと読みかえる。

附 則

- 1 この取扱細則は、平成22年4月1日より施行する。
- 2 この取扱細則施行前からの継続課題において、センターの役職員以外の者が主任研究者である場合には、第8条に規定する「分担研究者」を「主任研究者」に読みかえる。
- 3 平成24年4月1日一部改正
- 4 平成27年4月1日一部改正
- 5 平成31年2月19日一部改正